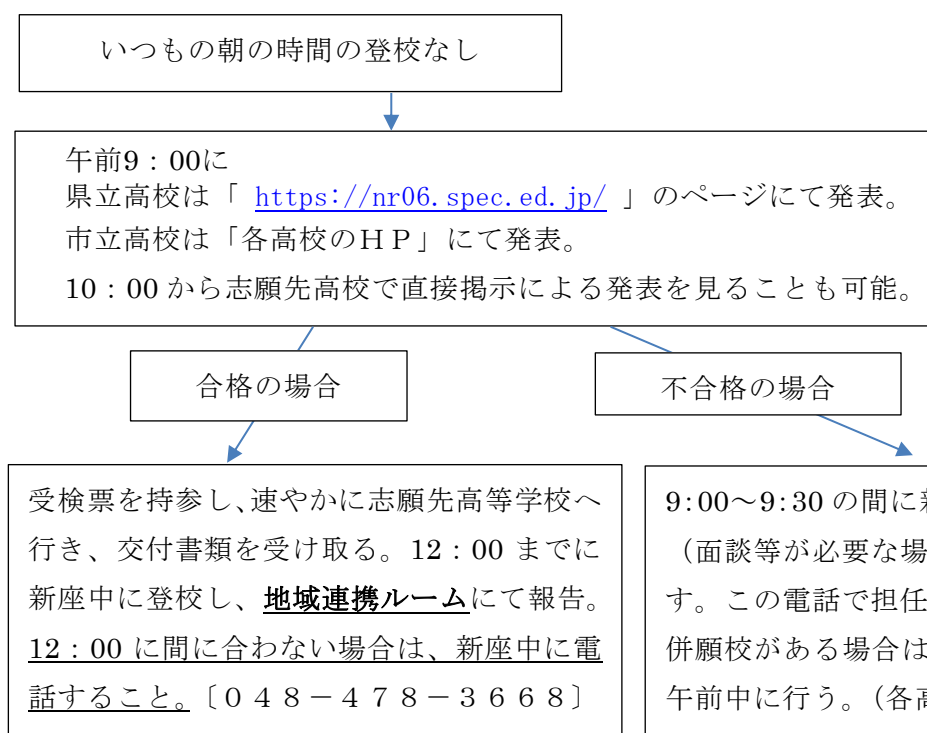




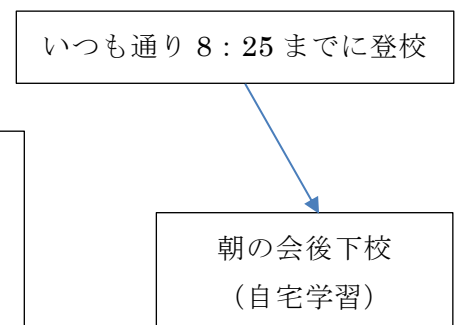
県公立入試を受検した皆さん、お疲れさまでした。明日は入学許可候補者発表日です。不安や期待、緊張のある人も多いと思いますが、結果を前向きに受け止め、堂々と自分で選んだ進路先に進んでください。

～埼玉県公立高校入学許可候補者発表（3/1）について～

県公立入試を受けた生徒の流れ



県公立入試を受けていない生徒の流れ



【注意】

合格はしたけれども、やむを得ない事情（感染症等）により、交付書類の受け取りに行けない場合は、速やかに代替りの手段を相談する必要があります。

新座中学校長が、各高校の学校長に連絡をとって確認することになるので、すぐに新座中第3学年宛に電話してください。

（①代理の親族が受領②中学校教職員が受領③後日に本人が受領等が考えられるが、いずれの場合も受検票は必要。）

〔高校の受付時間〕 3月1日の午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後3時まで

当日はこのような流れになっています。自分の動きを把握し、慎重に、時間厳守で行動してください。

☆令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜に関する

学力検査得点の閲覧について☆

1. 閲覧できる内容

令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜において、学力検査を受検した本人の学力検査の教科別得点及び合計得点

(閲覧した内容を生徒本人がメモすることは差し支えない、とのことです。)

2. 受付期間及び受付時間

①期間：令和6年3月14日(木)から3月21日(木)まで。

(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)

②受付時間：全日制の課程⇒午前9時～午前11時まで及び午後1時～午後4時まで。

定時制の課程⇒午後1時～午後4時まで。

3. 開示する場所：学力検査を受検した高等学校

(中学校では閲覧できません。)

4. 開示の請求者：受検者本人のみ

(保護者等代理人は認められません。電話等での問い合わせも不可。)

5. 本人確認

受検者本人であることの確認のための書類として、「受検票」及び以下の書類ア、イのうちいずれか一つが必要です。

ア：身分証明書(生徒手帳)

イ：健康保険の被保険者証又は被扶養者証で、被扶養者氏名欄に本人氏名の記載があるもの。

入学選考手数料の過誤納金について

県公立高等学校の入学選考手数料の納付に際し、誤って納付した場合の手続きについて、以下のページに掲載されていますので、該当する場合はご確認ください。

【還付の申し出ができる者】

- ・市立高校を希望していたにもかかわらず、誤って県立高校の納付書で入学選考料を納付した場合
- ・県立高校の手数料を誤って複数回納付した場合

(県立高校を希望していたにもかかわらず、誤って市立高校の納付書で入学選考手数料を納付した場合は、当該市教育委員会に問い合わせる)

【掲載ページ】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r6nyuushi-jouhou.html>